

1.1 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱

【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準(以下「防災本部設置基準」という。)に定めるほか、川崎地区現地防災本部(以下「現地本部」という。)の設置、組織等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設するものとする。

(組織)

第3条 現地本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 現地本部には、現地副本部長を置き、川崎市危機管理担当副市長をもって充て、現地本部長を補佐するとともに事故がある場合は、その職務を代理する。

3 現地本部員にやむを得ぬ事情がある場合には、自己の代理として所属職員を出席させができるものとする。

4 現地本部長は、災害の態様により、別表1以外の現地本部員が必要と認める場合には、本部長に対し、その現地本部員の指名を要請するものとする。

5 現地本部員の他、現地本部に招集する関係機関は、原則として別表2のとおりとするが、さらに応急対策上必要と認める場合には、別表2以外の機関を招集することができるものとする

6 現地本部の事務局は、川崎市危機管理本部があたり、その長は、危機管理監とする。

(設置場所)

第4条 現地本部は、原則として川崎市役所本庁舎6階災害対策本部室に開設する。ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行うものとする。

(情報連絡体制)

第5条 災害時における情報連絡体制は、別表第3のとおりとする。

(解散)

第6条 災害の危険がなくなったと認めるとき、又は応急対策活動が完了したと認められ、現地本部を市長が解散しようとする場合には、その旨を本部長に報告する。

付則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

別表第1(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部構成員

構成員	機関名	本部長及び本部員	連絡員
現地本部長	川崎市	市長	
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	危機管理監
現地本部員	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	第3科長
"	第三管区海上保安本部	本部長	川崎海上保安署専門官
"	神奈川県警察本部	本部長	災害対策課長
"	神奈川県	安全防災局長	工業保安課長
"	川崎市港湾局	局長	庶務課長
"	川崎市消防局	局長	庶務課長

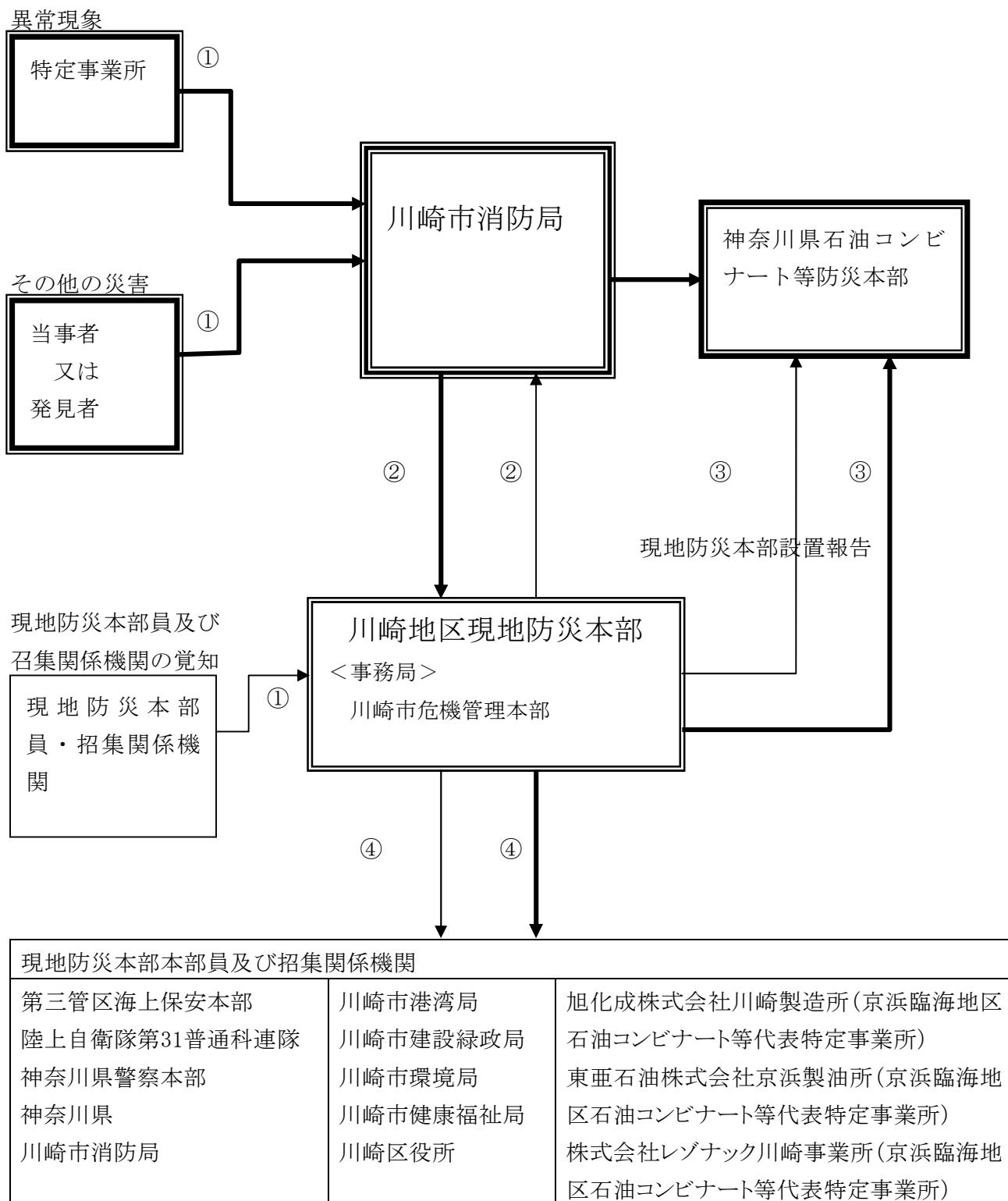
別表第2(第3関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部招集関係機関

機関名
川崎市環境局
川崎市健康福祉局
川崎市建設緑政局
川崎区役所
旭化成株式会社川崎製造所（京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所）
東亜石油株式会社京浜製油所（京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所）
株式会社レゾナック川崎事業所（京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所）

別表第3(第5条関係)

災害時における情報連絡体制



※ 情報連絡体制の確立を図るため、事務局は、別に情報連絡窓口(昼夜間)を把握することとする。

(第2条関係)

神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表

区分	基 準
自然灾害	<ol style="list-style-type: none">大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき関係市内(横浜市、川崎市)で震度5強以上の地震を観測したとき気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、又は津波警報を発表したとき
事故灾害	<ol style="list-style-type: none">事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

[都市災害対策編 神奈川県石油コンビナート等防災計画（抜粋）]